

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

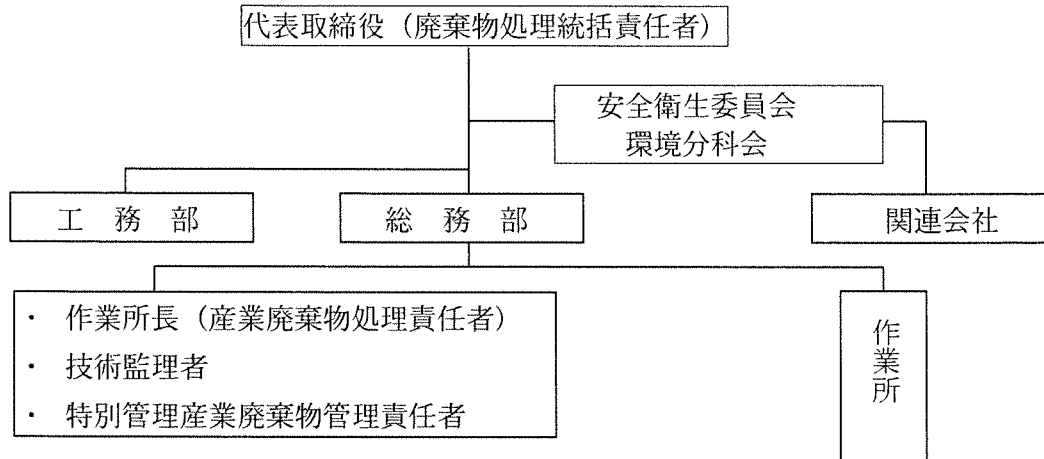
産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 27日	
都道府県知事 (市長) 木 村 敬 殿	
提出者 住 所 熊本県八代市夕葉町 3 番地 7 氏 名 株式会社 中山 建設 代表者 代表取締役 中山 英朗 電話番号 0 9 6 5 - 3 3 - 5 0 4 7	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 中山建設
事業場の所在地	熊本県八代市夕葉町 3 番地 7
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの 1 年間を期間とする
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	一般土木建築工事
②事業の規模	資本金 4, 1 6 2 万円
③従業員数	75名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 再生利用 ・ 中間処理 ・ 最終処分 ・ 排出した産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理する。

(日本工業規格 A 列 4 番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	排 出 量	6868.28 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・コンクリート、アスファルトくずについては現在のところ道路路盤材などとして活用されている。木くず等の処理については、チップ・材粉等の再資源化が進んできている。また、森林組合等への伐採・処理依頼による炭などへの再資源化も図られるようになっている。廃プラスチックの処理は県内では、管理型、遮断型の処分場が少なく、再生利用を図るため現場内での分別を推進し、廃棄物が混合しないように努める。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	排 出 量	5,000 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・計画及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した広報資材等を採用する。 ・作業所内で資材を繰り返し使用する。 ・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ・廃棄物の分類を徹底し再生利用を推進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現場内での分別を推進し、廃棄物が混合しないように努める。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃棄物の分類を徹底し再生利用を推進する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	6868.28 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	5,000 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	6868.28 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	5,000 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	6868.28 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	5,000 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	全処理委託量	6868.28 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	6868.28 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・コンクリート、アスファルトくずについては現在のところ道路路盤材などとして活用されている。 ・現場内での分別を推進し、廃棄物が混合しないように努める。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	普通の産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	全 処 理 委 託 量	5, 0 0 0 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5, 0 0 0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・計画及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した広報資材等を採用する。 ・各産業廃棄物の処理についても、色々と変わりつつあるので、処理業者等と情報交換を行いながら最善の方法・処置を模索する。 ・廃棄物の分類を徹底し再生利用を推進する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。